

堺市スポーツ協会規約

昭和22年5月3日制定
昭和31年4月1日改正
昭和40年4月1日改正
昭和48年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月1日改正
令和2年4月1日改正

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は、堺市スポーツ協会という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団におく。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、堺市民を対象とするスポーツ諸団体相互の緊密な協調連絡を図り、正しいスポーツの普及振興を通して、競技力の向上とスポーツ精神を養うとともに、併せて市民の健康づくりの推進と体力向上に寄与することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催および選手・役員の選定派遣
- (2) スポーツに関する調査および研究の推進
- (3) スポーツ関係諸団体の連絡調整および指導
- (4) スポーツの奨励およびグループの育成
- (5) スポーツ施設の開発・整備に関する計画・助言
- (6) スポーツ関係功労者の表彰
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 会員及び組織

(会員)

第5条 本会は、正会員及び賛助会員をもって組織する。

- 2 正会員は、全市を統轄する各種目別アマチュア・スポーツ団体であって、第12条に規定する理事会において、加盟を承認したものとす。 (以下「加盟団体」という。)

3 賛助会員は、本会の主旨に賛同し協力する団体および個人とする。

(加盟・退会)

第6条 団体が、本会に加盟しようとする時は、その理由を付して加盟願を提出し理事会の承認を受けねばならない。

2 正会員が本会を退会しようとする時は、その理由を付して退会願を提出しなければならない。

3 加盟団体が、第5条第2項に掲げる資格を失ったとき、または、本会の加盟団体として不適当と認められたときは、理事会の決議を経て退会させることができる。

第5章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名 副会長 若干名
常任理事 若干名 理 事 若干名 監 事 2 名

(選出方法および職務)

第8条 会長は常任理事会において推せんし、理事会の承認を得るものとする。また、会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、常任理事会において推せんし、これを会長が委嘱する。なお、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、理事の互選により選出し、常任理事会を構成する。また、常任理事会は、本会の会務の執行にあたる。

4 理事は、各加盟団体において1名を選出し、理事会を構成する。なお、会長は別に学識経験者、スポーツ愛好者、行政関係者の中から理事会の承諾を受け、理事を若干名選出することができる。

5 監事は、理事会において理事以外より推せんし、会長がこれを委嘱する。また、監事は、会計事務を監査し、必要あるときは理事会に出席することができる。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。ただし、行政関係者の中から選出された者については、この限りではない。

第6章 顧問・参与

(顧問および参与)

第10条 本会に顧問および参与を若干名置くことができる。なお、顧問および参与は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

(任期)

第11条 顧問・参与の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第7章 会 議

(会 議)

第12条 会議は常任理事会、理事会とする。

(招 集)

第13条 常任理事会、理事会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、それぞれの構成員の3分の1以上が目的を明示して請求した場合は、会長は会議を招集しなければならない。

2 会長の任期満了後最初に行われる会議の召集及びその通知は、前項の規定にかかわらず、第19条に規定する事務局長が行うものとする。

(定足数および議決)

第14条 常任理事会、理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意志表示した者は出席とみなす。

2 常任理事会、理事会の議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第15条 本会は、必要に応じ専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

第9章 会 計

(経費の構成)

第16条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加盟団体負担金
- (2) 賛 助 会 費
- (3) 補 助 金
- (4) 寄 付 金
- (5) その他の収入

(収支予算及び決算)

第17条 本会の予算は、理事会の承認を受けるものとする。

2 決算は毎会計年度終了後監事の監査を経たうえ、理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局

(事務局および職員)

第19条 本会には事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員をおく。

2 事務局その他の職員は会長が任免する。

第11章 規約の変更

(規約変更)

第20条 この規約は出席理事の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

第12章 委任事項

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

なお、現行役員等については、本規約施行後もその残任期間は引き続きその任につくものとする。

2 堺体育協会規約(昭和22年5月3日制定)は廃止する。

3 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

8 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

堺市スポーツ協会事務専決規程

第1条 この規程において、専決とは、事務局長以下の職員が、会長の権限に属する事務の処理に関し、あらかじめ定められた範囲内の事項について常時会長に代り決裁を行うことをいう。

第2条 事務局長は、次に定める事項について専決する。

1. 経常経費に関すること。
2. 寄付金等の収入に関すること。
3. 本会の運営に係る支出に関すること。
4. 事務職員の休暇、欠勤、遅参、早退に関すること。
5. 軽易な文書の経費および進達に関すること。